

令和8年6月11日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
報告1	令和7年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について	
報告2	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について	
報告3	令和7年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告について	
承認3	専決処分の承認を求めることについて	
29	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
30	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
31	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
32	鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
33	鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
34	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
35	令和8年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について	
36	令和8年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
37	令和8年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について	
38	令和8年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	
39	令和8年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第1号）について	
40	令和8年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
41	瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約について	
42	瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約について	
43	瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約について	

報告第 1 号

令和 7 年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 7 年度鹿追町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国・道支出金	未収入金	特定財 地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	500,000	500,000						500,000
		物価高騰対応商品券発行事業	51,218,000	51,218,000		48,400,000				2,818,000
		物価高対応子育て支援事業	1,034,000	469,000		469,000				0
		水道基本料金負担軽減対策事業	10,719,000	10,719,000		10,047,000				672,000
5 農林費	1 農業費	地域農業構造転換支援事業	34,499,000	0						0
		道営土地改良事業	24,102,000	24,102,000		10,420,000			10,633,000	3,049,000
6 商工費	1 商工費	鹿追町企業活性化推進助成事業	8,136,000	8,136,000					8,136,000	0
合		計	130,208,000	95,144,000			69,336,000		18,769,000	7,039,000

単位：円

報告第 2 号

令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

鹿追町長 喜井 知己

令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						補助金	企業債	その他			
資本的 支出	建設費	簡易水道施設整備事業等	149,001,195	141,046,195	7,955,000	3,185,000	4,500,000	270,000	0		予算調整により予算を確保できたため。
	合	計	149,001,195	141,046,195	7,955,000	3,185,000	4,500,000	270,000	0	0	

報告第 3 号

令和 7 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 7 年度鹿追町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						補助金	企業債	その他			
資本的 支出	建設 改良	農業集落排水処理 施設更新事業	149,367,604	24,677,604	124,690,000	62,345,000	62,000,000	345,000	0	0	半導体や樹脂等の需要が世界的に逼迫していることや電気電子部品関連の部材の入手難となっていることにより、機器の製作に不測の日数を要するため。
	合	計	149,367,604	24,677,604	124,690,000	62,345,000	62,000,000	345,000	0	0	

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

鹿追町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「「特定配当等」という。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条の前の見出し及び同条、第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項但し書」を「第80条第2項但し書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項但し書」を「第80条第2項但し書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鹿追町町税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第

1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 29 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特

定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２００，０００円」を削り、「１，５００，０００円」を「１，８００，０００円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当

するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の鹿追町町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみな

される同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の鹿追町町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 30 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「7.80」を「8.30」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第6条中「1.90」を「2.50」に改める。

第7条の2第1号中「12,000円」を「10,000円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「9,000円」を「7,500円」に改める。

第8条中「1. 80」を「2. 00」に改める。

第9条中「12, 300円」を「10, 000円」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0. 29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第12条第2項中「次条」を「第13条」に改める。

第23条第1項中「660, 000円」を「670, 000円」に、「」並びに「」を「」に改め、「170, 000円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が30, 000円を超える場合には、30, 000円）」を加え、同項第1号エ①中「8, 400円」を「7, 000円」に改め、同号エ②中「4, 200円」を「3, 500円」に改め、同号エ③中「6, 300円」を「5, 250円」に改め、同号オ中「8, 610円」を「7, 000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
140円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号エ①中「6,000円」を「5,000円」に改め、同号エ②中「3,000円」を「2,500円」に改め、同号エ③中「4,500円」を「3,750円」に改め、同号オ中「6,150円」を「5,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 450円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 100円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

（イ） 特定世帯 250円

（ウ） 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号エ①中「2,400円」を「2,000円」に改め、同号エ②中「1,200円」を「1,000円」に改め、同号エ③中「1,800円」を「1,500円」に改め、同号オ中「2,460円」を「2,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 180円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

（イ） 特定世帯 100円

（ウ） 特定継続世帯 150円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上 被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。
- 附則第6項、第7項及び第9項から第12項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第13項及び第14項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第15項及び第16項中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
(適用区分)
- 2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 31 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「幼児にうち」を「幼児のうち」に、「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に、「行なう場合」を「行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第3条第1項中「管理者を含む。(以下同じ。)」を「管理者を含む。以下同じ。」に改める。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項中「20人以上のものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を削り、同条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、

児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人」を「 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」に改める。

第31条第2項第3号中「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人」を「 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第48条中「小規模保育事業A型」を「小規模保育事業所A型」に、「と同条第1号中」を「と、同条第1号中」に、「設置し及び管理する」を「設置及び管理する」に改め、「第48条において準用する」及び「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日 この条例の公布の日
- (2) 第13条の改正規定 令和8年12月25日

議案第 32 号

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第1号)
の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21
条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等
事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)
第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、
及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務
従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環
境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に
規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた
めの措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日（令和8年12月25日）から施
行する。

議案第 33 号

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例

鹿追町立認定こども園条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「町内に在住する子ども及びその保護者」を「地域の子ども及びその保護者
その他町長が適当と認める者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条―」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に、「小規模保育事業」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法」を「前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、

「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に、「」を「同条第1号に掲げる」を「小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「小規模保育事業B型（同条）」を「小規模保育事業B型（第27条）」に、「小規模保育事業C型（同条）」を「小規模保育事業C型（第27条）」に改め、同条第2項中「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改め、「第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。」を「法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条を次のように改める。

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設給付費（法第27条第1項の施設給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員であつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項前段中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「第40条第2項」の前に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項において同じ。」を削り、「を含む。」の次に「第52条第3項において同じ。」を加え、「規定を準用」を「規定を適用」に改め、同項中「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「以下この章」の

次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「同条第3号」と「教育・保育給付認定に基づき」を「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「前各項」を「前4項」に、「第2項から第4項まで」を「第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供するには、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号

ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を」の前に「特定地域型保育には」を、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満）」を「満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上）」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和 8 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 352,299 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,939,299 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳 入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,380,000	84,050	3,464,050
	1. 地方交付税	3,380,000	84,050	3,464,050
15. 国庫支出金		1,877,965	18,694	1,896,659
	1. 国庫負担金	204,287	1	204,288
	2. 国庫補助金	1,634,605	18,693	1,653,298
16. 道支出金		311,138	157,387	468,525
	1. 道負担金	104,516	△271	104,245
	2. 道補助金	194,086	157,658	351,744
18. 寄附金		150,004	99	150,103
	1. 寄附金	150,004	99	150,103
19. 繰入金		838,281	81,326	919,607
	1. 基金繰入金	834,069	81,290	915,359
	2. 特別会計繰入金	4,212	36	4,248
21. 諸収入		421,089	1,343	422,432
	5. 雑入	328,965	1,343	330,308
22. 町債		1,615,300	9,400	1,624,700
	1. 町債	1,615,300	9,400	1,624,700
歳 入 合 計		10,587,000	352,299	10,939,299

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,841,122	36,804	4,877,926
	1. 総務管理費	4,809,543	36,668	4,846,211
	3. 戸籍住民登録費	10,175	136	10,311
3. 民生費		780,767	4,998	785,765
	1. 社会福祉費	584,291	4,503	588,794
	2. 児童福祉費	196,276	495	196,771
4. 衛生費		599,110	6,803	605,913
	1. 保健衛生費	398,769	6,803	405,572
		1,429,911	240,083	1,669,994
5. 農林費	1. 農業費	1,391,180	239,958	1,631,138
	2. 林業費	38,731	125	38,856
		232,955	30,452	263,407
6. 商工費	1. 商工費	232,955	30,452	263,407
		476,269	4,728	480,997
	1. 道路橋りょう費	339,258	4,400	343,658
7. 土木費	3. 都市計画費	47,761	328	48,089
		777,205	5,632	782,837
	1. 教育総務費	426,927	5,048	431,975
9. 教育費	4. 社会教育費	71,742	584	72,326
		242,135	22,799	264,934
	1. 基金費	242,135	22,799	264,934
11. 諸支出金				
歳 出 合 計		10,587,000	352,299	10,939,299

第 2 表

地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一般補助施設整備事業	千円以内 9,400	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内 (ただし金利見直し方式で借り入れる 政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融 機関等について、利率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置 期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができるとする。

1. 総括 (歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,380,000	84,050	3,464,050
15. 国庫支出金	1,877,965	18,694	1,896,659
16. 道支出金	311,138	157,387	468,525
18. 寄附金	150,004	99	150,103
19. 繰入金	838,281	81,326	919,607
21. 諸収入	421,089	1,343	422,432
22. 町債	1,615,300	9,400	1,624,700
歳入合計	10,587,000	352,299	10,939,299

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2.総務費	4,841,122	36,804	4,877,926	13,460	9,400	472	13,472
3.民生費	780,767	4,998	785,765	4,963		36	△1
4.衛生費	599,110	6,803	605,913				6,803
5.農林費	1,429,911	240,083	1,669,994	157,658		80,762	1,663
6.商工費	232,955	30,452	263,407				30,452
7.土木費	476,269	4,728	480,997			661	4,067
9.教育費	777,205	5,632	782,837			738	4,894
11.諸支出金	242,135	22,799	264,934			99	22,700
歳出合計	10,587,000	352,299	10,939,299	176,081	9,400	82,768	84,050

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款11. 地方交付税	3,380,000	84,050	3,464,050			
項 1. 地方交付税	3,380,000	84,050	3,464,050			
目 1. 地方交付税	3,380,000	84,050	3,464,050			
				1. 地方交付税	84,050	地方交付税
款15. 国庫支出金	1,877,965	18,694	1,896,659			
項 1. 国庫負担金	204,287	1	204,288			
目 1. 民生費国庫負担金	204,264	1	204,265			
				1. 社会福祉負担金	1	国民健康保険保険基盤安定負担金 重層的支援体制整備事業交付金
項 2. 国庫補助金	1,634,605	18,693	1,653,298			
目 1. 総務費国庫補助金	1,391,691	13,460	1,405,151			
				1. 総務管理費補助金	13,325	地域未来交付金 保育園留学事業
				2. 戸籍住民登録費補助金	135	戸籍住民登録費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
目 2. 民生費国庫補助金	38,328	5,233	43,561			

				1. 社会福祉補助金	5, 233	障害者総合支援事業費補助金 社会福祉費補助金 介護保険事業費補助金(4, 556) 地域診療情報連携推進費補助金(445)	232 5, 001
款16. 道支出金		311, 138	157, 387				
項 1. 道負担金		104, 516	△ 271				
目 1. 民生費道負担金		104, 505	△ 271				
				1. 社会福祉費負担金	△ 271	国民健康保険保険基金安定負担金 重層的支援体制整備事業交付金	△280 9
項 2. 道補助金		194, 086	157, 658				
目 4. 農林費道補助金		134, 471	157, 658				
				1. 農業費補助金	157, 658	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金 農業費補助金 地域農業構造転換支援事業(49, 398) 麦類生産技術向上事業(34, 214) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業(67, 100)	6, 946 150, 712
款18. 寄附金		150, 004	99				
項 1. 寄附金		150, 004	99				
目 1. 一般寄附金		150, 001	99				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 一般寄附金	99	企業版ふるさと納税寄附金
99						
款19. 繰入金						
項 1. 基金繰入金	838, 281	81, 326	919, 607			
目 4. 環境保全センター基金繰入金	834, 069	81, 290	915, 359			
目 9. 武藤孔二記念奨学基金繰入金	78, 841	80, 762	159, 603			
				1. 環境保全センター基金繰入金	80, 762	環境保全センター基金繰入金
				1. 武藤孔二記念奨学基金繰入金	528	武藤孔二記念奨学基金繰入金
528						
項 2. 特別会計繰入金	4, 212	36	4, 248			
目 1. 介護保険特別会計繰入金	4, 212	36	4, 248			
				1. 介護保険特別会計繰入金	36	介護保険特別会計繰入金
36						
款21. 諸収入	421, 089	1, 343	422, 432			
項 5. 雑入	328, 965	1, 343	330, 308			
目 1. 雑入	328, 965	1, 343	330, 308			
				1. 雑入	1, 343	北海道市町村振興協会交付金
						その他雑入
472						
871						
款22. 町債	1, 615, 300	9, 400	1, 624, 700			

項 1. 町債	1,615,300	9,400	1,624,700			
目 1. 総務債	1,252,000	9,400	1,261,400	1. 総務管理債		
				総務管理債 保育園留學用滞在住宅改修事業	9,400	9,400

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				補 正 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	特 定 財 源 地方債	その他					
款 2. 総務費	4,841,122	36,804	4,877,926	13,460	9,400	472	13,472				
項 1. 総務管理費	4,809,543	36,668	4,846,211	13,325	9,400	472	13,471				
目 6. 企画振興費	79,388	27,681	107,069	13,325	9,400	175	4,781				
								7. 報償費	297	講師等謝礼	297
								10. 需用費	21,253	消耗品費	250
										食糧費	3
										修繕料	21,000
								11. 役務費	7	チラシ折込料	7
								12. 委託料	219	その他委託料	219
						2026シカソンサミットin しかおい業務委託料					
						13. 使用料及び賃 借料	455	自動車・機械等借上料	455		
						17. 備品購入費	5,450	家具・什器購入費	5,450		
								保育園留学用滞在住宅備品 購入費			
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	2,630,093	8,690	2,638,783				8,690				
								12. 委託料	8,690	調査・設計・監理委託料	8,690
										瓜幕エリア自然体験留学センタ ー新設等施工監理業務委託料	

目16. ゼロカーボン 推進費	57,394	297	57,691				297			7. 報償費	290	講師等謝礼	290
										11. 役務費	7	チラシ折込料	7
項 3. 戸籍住民登録 費	10,175	136	10,311	135				1					
目 1. 戸籍住民登録 費	10,175	136	10,311	135				1					
款 3. 民生費	780,767	4,998	785,765	4,963			36	△	1	18. 負担金補助及 び交付金	136	北海道町村会負担金（電算関 係）	136
項 1. 社会福祉費	584,291	4,503	588,794	4,963			36	△	496				
目 1. 社会福祉総務 費	82,313	△ 5,379	76,934	△ 297				△	5,082				
目 2. 心身障がい者 特別対策費	234,193	646	234,839	232				414		27. 繰出金	△ 5,379	国民健康保険特別会計繰出金	△5,379
目 3. 北海道医療給 付事業費	41,680	891	42,571	445				446		10. 需用費	181	修繕料	181
										18. 負担金補助及 び交付金	465	北海道自治体情報システム協 議会負担金	465
目 6. 在宅福祉費	119,896	8,345	128,241	4,583			36	3,726		18. 負担金補助及 び交付金	891	北海道自治体情報システム協 議会負担金	891
										10. 需用費	116	修繕料	116

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節 区 分		説 明
				補 正 額 の 財 源			金 額		
				国 道 支 出 金	特 定 財 源 地 方 債	其 他 一 般 財 源			
							12. 委託料	1,350	その他委託料 認知症施策推進計画策定業 務委託料
							13. 使用料及び賃 借料	207	物品借上料
							17. 備品購入費	2,900	家具・什器購入費 エシカルタウン鹿追集会所 用備品購入費 事務用機器購入費 電気機器購入費 通信用機器購入費 その他備品購入費
							18. 負担金補助及 び交付金	3,772	社会福祉協議会活動補助金 地域ふれあいサロン事業補助 金
項 2. 児童福祉費	196,276	495	196,771			495			
目 3. こども園費	77,955	495	78,450			495			
款 4. 衛生費	599,110	6,803	605,913			6,803	10. 需用費	495	修繕料
項 1. 保健衛生費	398,769	6,803	405,572			6,803			

目 1. 保健衛生総務費	334,941	6,116	341,057				6,116	18. 負担金補助及び交付金	6,116	町立病院運営費補助金	6,116
								10. 需用費	119	修繕料	119
目 3. 保健指導費	18,402	119	18,521				119				
目 4. トリムセンター費	18,958	568	19,526				568				
款 5. 農林費	1,429,911	240,083	1,669,994	157,658		80,762	1,663	12. 委託料	568	公共施設清掃委託料	568
	1,391,180	239,958	1,631,138	157,658		80,762	1,538				
目 2. 農業振興費	21,919	157,659	179,578	157,658			1	18. 負担金補助及び交付金	157,659	負担金補助及び交付金 地域農業構造転換支援事業 麦類生産技術向上事業 スマート技術体系への包括的 転換加速化総合対策事業 畑作物産地生産体制確立・強 化緊急対策事業補助金	150,712
目 4. 畜産業費	405,642	523	406,165				523				
目 5. 環境保全センター費	435,402	80,762	516,164			80,762		18. 負担金補助及び交付金	523	自衛防疫事業補助金	523
								12. 委託料	35,882	バイオガスプラント事業委託料	35,882

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分		金 額	説 明	
				補 正 額 の 財 源			一般財源	区 分				
				国道支出金	特定財源 地方債	その他						
											環境保全センター堆肥化施設屋根修繕業務委託料	44, 880
									14. 工事請負費	44, 880	単独事業	44, 880
目 7. 農業用水事業費	328, 406	660	329, 066				660				環境保全センター瓜幕施設原料投入棟改修工事	660
									14. 工事請負費	660	単独事業	660
											畑かん1-4-4支線移設工事	
目 9. 産業後継者対策費	1, 775	354	2, 129				354					
									8. 旅費	244	普通旅費	244
									18. 負担金補助及び交付金	110	負担金補助及び交付金	110
項 2. 林業費	38, 731	125	38, 856				125				新・農業人フェア出展負担金	
目 1. 林業振興費	38, 731	125	38, 856				125					
									18. 負担金補助及び交付金	125	営農指導対策協議会補助金	125
款 6. 商工費	232, 955	30, 452	263, 407				30, 452					
項 1. 商工費	232, 955	30, 452	263, 407				30, 452					
目 1. 商工業振興費	89, 420	22, 859	112, 279				22, 859					

									13. 使用料及び賃借料	745	土地借上料	745
									14. 工事請負費	4, 114	単独事業 十字街商店街駐車場補修工事	4, 114
									18. 負担金補助及び交付金	18, 000	鹿追町くらし応援事業補助金 プレミアム付商品券発行事業負担金	1, 500 16, 500
目 2. 観光費		115, 678	7, 593	123, 271				7, 593				
									1. 報酬	2, 023	会計年度任用職員報酬	2, 023
									3. 職員手当等	618	会計年度任用職員諸手当	618
									10. 需用費	535	修繕料	535
									12. 委託料	4, 417	その他委託料 地域おこし協力隊委託料	4, 417
款 7. 土木費		476, 269	4, 728	480, 997				4, 067				
項 1. 道路橋りょう費		339, 258	4, 400	343, 658				661				
目 2. 道路新設改良費		190, 635	4, 400	195, 035				661				
項 3. 都市計画費	47, 761	328	48, 089					328	14. 工事請負費	4, 400	単独事業 鹿追7号線防雪柵補修工事	4, 400

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
目 1. 公園緑地費	40,795	328	41,123				328			単独事業 笹川北13線外街路灯新設工 事 <

									8. 旅費	223	普通旅費	223
款11. 諸支出金	242,135	22,799	264,934				99	22,700				
項 1. 基金費	242,135	22,799	264,934				99	22,700				
目 1. 基金費	242,135	22,799	264,934				99	22,700				
									24. 積立金	22,799	町づくり基金利子等積立金 環境保全センター基金利子等 積立金 町営牧場基金積立金 鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金	1,000 19,382 317 2,100

令和 8 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ追加または減額することなく、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 694,712 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)		第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 国民健康保険税		215,399	7,873	223,272		
	1. 国民健康保険税	215,399	7,873	223,272		
3. 道支出金		425,968	△2,494	423,474		
	1. 道補助金	425,967	△2,494	423,473		
5. 繰入金		52,329	△5,379	46,950		
	1. 他会計繰入金	52,328	△5,379	46,949		
歳 入 合 計		694,712	0	694,712		

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金		253, 064	0	253, 064
	1. 医療給付費分	170, 905	0	170, 905
	2. 後期高齢者支援金等分	54, 333	0	54, 333
	3. 介護納付金分	22, 314	0	22, 314
5. 保健事業費	4. 子ども・子育て支援納付金分	5, 512	0	5, 512
		8, 766	0	8, 766
	1. 特定健康診査等事業費	8, 413	0	8, 413
	2. 保健事業費	353	0	353
歳 出 合 計		694, 712	0	694, 712

1. 総括 (歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	215, 399	7, 873	223, 272
3. 道支出金	425, 968	△2, 494	423, 474
5. 繰入金	52, 329	△5, 379	46, 950
歳入合計	694, 712	0	694, 712

(単位：千円)

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3. 国民健康保険事業費納付金	253,064	0	253,064	△2,494		△3,401	5,895
5. 保健事業費	8,766	0	8,766			△1,978	1,978
歳 出 合 計	694,712	0	694,712	△2,494		△5,379	7,873

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 国民健康保険税	215, 399	7, 873	223, 272			
項 1. 国民健康保険税	215, 399	7, 873	223, 272			
目 1. 国民健康保険税	215, 399	7, 873	223, 272			
				1. 医療給付費分現年課税分	1, 794	医療給付費分現年課税分 1, 794
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	4, 190	後期高齢者支援金分現年課税分 4, 190
				3. 介護納付金分現年課税分	1, 235	介護納付金分現年課税分 1, 235
				4. 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	654	子ども・子育て支援納付金分現年課税分 654
款 3. 道支出金	425, 968	△ 2, 494	423, 474			
項 1. 道補助金	425, 967	△ 2, 494	423, 473			
目 1. 保険給付費等交付金	425, 967	△ 2, 494	423, 473			
				2. 特別交付金	△ 2, 494	保険者努力支援分 △2, 494
款 5. 繰入金	52, 329	△ 5, 379	46, 950			
項 1. 他会計繰入金	52, 328	△ 5, 379	46, 949			
目 1. 一般会計繰入金	52, 328	△ 5, 379	46, 949			
				1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△ 362	国民健康保険保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △362
				3. 未就学児均等割保険税繰入金	49	未就学児均等割保険税繰入金 49

				5. 産前産後保険税 繰入金	△	81	産前産後保険税繰入金	△81
				7. その他一般会計 繰入金	△	4, 985	その他一般会計繰入金	△4, 985

3. 歳 出 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	金 額	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他					
款 3. 国民健康保険事業費納付金	253,064	0	253,064	△ 2,494		△ 3,401	5,895				
項 1. 医療給付費分	170,905	0	170,905	△ 2,316		△ 2,026	4,342				
目 1. 医療給付費分	170,905	0	170,905	△ 2,316		△ 2,026	4,342			財源内訳補正	
項 2. 後期高齢者支援金等分	54,333	0	54,333	△ 1		△ 804	805				
目 1. 後期高齢者支援金等分	54,333	0	54,333	△ 1		△ 804	805			財源内訳補正	
項 3. 介護納付金分	22,314	0	22,314	△ 177		△ 438	615				
目 1. 介護納付金分	22,314	0	22,314	△ 177		△ 438	615			財源内訳補正	
項 4. 子ども・子育て支援納付金分	5,512	0	5,512			△ 133	133				
目 1. 子ども・子育て支援納付金分	5,512	0	5,512			△ 133	133			財源内訳補正	
款 5. 保健事業費	8,766	0	8,766			△ 1,978	1,978				
項 1. 特定健康診査等事業費	8,413	0	8,413			△ 1,887	1,887				
目 1. 特定健康診査等事業費	8,413	0	8,413			△ 1,887	1,887			財源内訳補正	
項 2. 保健事業費	353	0	353			△ 91	91				
目 1. 保健事業費	353	0	353			△ 91	91			財源内訳補正	

令和 8 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	6 6 4, 6 4 5 千円		6, 1 1 6 千円	6 7 0, 7 6 1 千円
第2項 医療外収益	3 5 0, 5 6 2 千円		6, 1 1 6 千円	3 5 6, 6 7 8 千円
		支	出	
第1款 病院事業費用	6 6 4, 6 4 5 千円		6, 1 1 6 千円	6 7 0, 7 6 1 千円
第1項 医療費用	6 6 2, 0 8 4 千円		6, 1 1 6 千円	6 6 8, 2 0 0 千円

第 3 条 予算第 7 条中他会計補助金「339, 109千円」を「345, 225千円」に改める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和8年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益			664,645	6,116	670,761		
	2 医業外収益		350,562	6,116	356,678		
		3 他会計補助金	336,259	6,116	342,375	病院運営費補助金	6,116 千円追加

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業費用			664,645	6,116	670,761		
	1 医業費用		662,084	6,116	668,200		
		3 経費	121,245	6,116	127,361	委託料	6,116 千円追加

令和 8 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「100, 718 千円」を「102, 126 千円」に、当年度未処分利益剰余金「78, 978 千円」を「80, 386 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	250, 726 千円	1, 408 千円	252, 134 千円
第 1 項 建設改良費	138, 327 千円	1, 408 千円	139, 735 千円

第 3 条 予算第 10 条中本文中当年度利益剰余金及び資本的収支不足額に対する補てん財源「78, 978 千円」を「80, 386 千円」に、改める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和8年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

資本的收入及び支出
支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			250,726	1,408	252,134		
	1 建設改良費		138,327	1,408	139,735		
		1 建設改良費	138,327	1,408	139,735	配水管路新設工事	1,408 千円追加

令和 8 年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度鹿追町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			支	出
第 1 款 下水道事業費用	230,755 千円	3,041 千円	233,796 千円	
第 1 項 営業費用	217,720 千円	3,041 千円	220,761 千円	

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和8年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明	
下水道事業用 1 費			230,755	3,041	233,796		
	1 営業費用		217,720	3,041	220,761		
		2 処理場費	42,660	3,041	45,701	旅費 修繕費	38 千円追加 3,003 千円追加
							計

令和 8 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 572,126 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳 入)		第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 介護保険料		121,458	17	121,475		
	1. 介護保険料	121,458	17	121,475		
4. 支払基金交付金		146,576	19	146,595		
	1. 支払基金交付金	146,576	19	146,595		
歳 入 合 計		572,090	36	572,126		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		4,264	36	4,300
	2. 繰出金	4,212	36	4,248
歳 出 合 計		572,090	36	572,126

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	121,458	17	121,475
4. 支払基金交付金	146,576	19	146,595
歳入合計	572,090	36	572,126

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
6. 諸支出金	4, 264	36	4, 300			19	17	
歳 出 合 計	572, 090	36	572, 126			19	17	

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	121,458	17	121,475			
項 1. 介護保険料	121,458	17	121,475			
目 1. 第1号被保険者 保険料	121,458	17	121,475			
				1. 現年度分	17	現年度分
款 4. 支払基金交付金	146,576	19	146,595			
項 1. 支払基金交付金	146,576	19	146,595			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,557	19	2,576			
				1. 現年度分	19	法定負担金
						19

3. 歳 出 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 6. 諸支出金	4, 264	36	4, 300			19	17				
項 2. 繰出金	4, 212	36	4, 248			19	17				
目 1. 他会計繰出金	4, 212	36	4, 248			19	17				
								27. 繰出金	36		介護保険特別会計繰出金
											36

議案第 41 号

瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 瓜幕エリア自然体験留学センター新築建築主体工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 199,650,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 萩原・窪田経常建設共同企業体
代表者 帯広市東7条南8丁目2番地
萩原建設工業株式会社
代表取締役社長 萩原 一利

議案第 42 号

瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 瓜幕エリア自然体験留学センター新築電気設備工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 84,755,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 谷・菅原経常建設共同企業体
代表者 鹿追町栄町2丁目8番地
有限会社谷電気商会
代表取締役 渋谷 祐司

議案第 43 号

瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 瓜幕エリア自然体験留学センター新築機械設備工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 53,955,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 森・志賀経常建設共同企業体
代表者 帯広市西19条北1丁目1番1号
森設備工業株式会社
代表取締役 西田 典功

議案第 44 号

鹿追中学校バリアフリー化改修工事（建築主体工事）請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契 約 の 目 的 鹿追中学校バリアフリー化改修工事（建築主体工事）
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 106,920,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 藤原・千葉組経常建設共同企業体
代表者 中川郡幕別町旭町91番地
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原 將智

議案第 45 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 取得財産の表示 | 患者輸送バス兼スクールバス購入一式 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 12,309,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鹿追町西町4丁目1番地
有限会社日吉鐵工車輛
代表取締役 日吉 秀典 |

議案第 46 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定
により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 取得財産の表示 | スクールバス購入一式 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 12,254,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鹿追町西町3丁目10番地33
有限会社佐々木自動車
代表取締役 佐々木 恭兵 |

同意第 1 号

鹿追町農業委員会委員の任命について

次の者を鹿追町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会委員等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名 上 嶋 茂

住 所



氏 名 郡 谷 政 典

住 所



氏 名 松 浦 修

住 所



氏 名 島 かおる

住 所



氏 名 藤 井 史 織

住 所



氏 名 大 上 俊 行

住 所



氏 名 金 子 幸 一

住 所



氏 名 加 藤 元 幸
住 所



氏 名 坂 本 慎 一
住 所



氏 名 植 田 雅 敏
住 所



氏 名 那 賀 島 穂
住 所



氏 名 台 蔵 誠
住 所



氏 名 最 上 繁 人
住 所



令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了になることによる。

同意第 2 号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

馬 場 厚 子



令和8年6月11日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町固定資産評価審査委員会委員 小林みどり 氏の任期が、令和8年6月29日で満了になることによる。